

市役所からの お知らせ

国民年金

確定申告の際には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が義務付けられています

令和3年1月1日～令和3年12月31日までに納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除として令和3年の所得から控除され、その分だけ課税所得が少なくなり、所得税と市・府民税が軽減されます。

令和3年11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されていますので、確定申告で社会保険料控除として申告する際は必ず提出して

ください。なお、令和3年10月1日以降に初めて保険料を納めた方に対しては、令和4年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570（03）004（月～金曜日の午前8時30分～午後7時、第2土曜日の午前9時30分～午後4時）へお問い合わせください。

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れに対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

委託・問合せ先 株式会社バックスグループ ☎0800（808）7000



後期高齢者医療

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

3月上旬に、対象者へお知らせと申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の封筒で府後期高齢者医療広域連合に返送してください。なお、今回の対象は令和2年8月1日から令和3年7月31日までに支払った自己負担額となっています。

問合せ先 府後期高齢者医療広域連合 ☎06（4790）2031

国民健康保険

資格喪失の手続きをお忘れなく

国民健康保険に加入している方で、

新たに社会保険等に加入した方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

手続きの際は、社会保険等の保険証・国民健康保険証・マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

問合せ先 健幸づくり課

☎（275）6374

税

確定申告の還付金の受取りについて

還付金の受取りは、申告者本人名義の口座に限り振込みが可能です。

なお、口座名義に店名（屋号）などを含む場合や旧姓のままの場合、振込みできません。ゆうちよ銀行に振込みを希望する場合は、貯金通帳口座の「記号」と「番号」を記載してください。インターネット専用銀行は、特定の銀行を除いて振込みできませんので、取引先の銀行へお問い合わせください。

問合せ先 泉大津税務署

☎0725（33）5601

市・府民税の申告は 2月16日から3月15日まで

令和3年中に所得がある方で、次のいずれかに該当する方を除いては、市・府民税の申告が必要です。

- ① 税務署に確定申告をされた方
- ② 前年中の収入が給与のみで、支払者から給与支払報告書が提出されている方

※前年中の所得がなくても国民健康保険などに加入している方、就学援助費などを受給されている方は申告書を提出してください。

申告期間 2月16日～3月15日の午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

申告場所 市役所（本館2階）

※感染症拡大防止の観点から、郵送による申告を推奨しています。

必要書類等 印鑑（本人及び同一世帯内親族による申告は署名で可。第三者（世帯外）による申告は委任状（委任者本人が署名もしくは押印したもの）及び受任者の本人確認が必要）、本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証や健康保険証など）、年金や給与

などの源泉徴収票、国民年金保険料

・健康保険料・介護保険料の控除証明

書や領収書、生命保険料・地震保

険料・長期損害保険料控除証明書、

医療費の明細書（医療を受けた方の

氏名・病院または薬局名・支払った

医療費の額・保険などで補填された

額の記載があるもの）、雑損控除関

係書類（災害に関連して支出したや

むを得ない修繕費用等の領収書・保

険金等で補てんされた金額がわかる

書類）

※医療費控除を受けられる場合、医

療費の明細書の添付が必要。

※医療費の領収書は自宅等で5年間

の保管が必要。（提示や提出を求

められる場合があります）

※郵送による受付には、本人確認書

類のコピーおよびマイナンバー通

知カード等のコピーの添付が必要。

▼**公的年金を受給されている方へ**

収入が公的年金のみの方で控除内

容に変更がある場合は、申告期限内

に申告をする必要があります。

なお、申告期限後に申告をされて

税額が変更となった場合は、年金か

らの特別徴収（引き落とし）が中止

となる場合があります。

■令和4年度から変更される主な市

府民税の内容について

▼**住宅ローン控除の特例期間の延長等**

1. 住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例期間が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。
2. 住宅ローン控除の延長された期間（11年目、12年目、13年目）に限り、合計所得金額が1000万円以下の方に於いて、面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象となります。

▼**セルフメイเคーション税制の見直し**

セルフメイケーション税制の適用期限を5年延長することとします。※令和4年分以後の所得税（令和5年度以後の住民税）について適用します。

▼**国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置**

地方自治体等（企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む）が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について非課税

となります。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成となり、次のものが対象となります。

1. ベビーシッターの利用料に対する助成
2. 認可外保育施設等の利用料等に対する助成
3. 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

▼**特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化**

市民税・府民税において特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則確定申告書を提出するのみで手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されます。

その他変更点、詳細については市ホームページをご覧ください。

問合せ先 税務課
☎ (275) 6097



各種

人権擁護委員を紹介します

人権侵害や差別問題等の悩みを相談できる人権擁護委員を紹介します。

▼人権擁護委員(順不同)

西中隆さん・山路駒子さん・石田孝文さん・西川祐子さん・宮本純子さん・磯部浩明さん・中谷喜久代さん

▼人権相談

日時 第1・3金曜日の午後1時～4時

場所 市役所(本館2階)

問合せ 人権推進課

☎(275)6279

マイナンバーカードの時間外交付について

交付通知書(はがき)を受け取られた方で、業務時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカード(個人番号カード)を受け取ることができます。

日時 2月27日(日) 午前9時～正午

場所 市役所(本館1階)

※マイナンバーカードの交付以外の

お手続きはできません。

問合せ 市民課☎(275)6212

岸和田市への埋蔵文化財に係る事務の委託について

令和4年4月より、市の埋蔵文化財に係る事務を岸和田市へ委託します。令和4年度より、埋蔵文化財包蔵地内での土木工事等を行う際の届出は岸和田市郷土文化課にご提出ください。

問合せ 社会教育課

☎(275)6437

2月16日午前11時頃に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

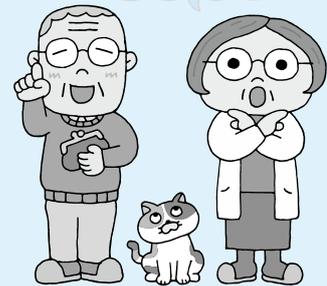
問合せ 危機管理課

☎(275)6245

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要!

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

注文していないなら
支払い不要!



事例1 母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近では電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。(当事者：80歳代 女性)

事例2 実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。(当事者：90歳代 女性)



特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分できるようになりました。

一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょ

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※見守り新鮮情報 第409号「から抜粋」イラスト黒崎玄

水道事業統合に向けての検討、協議に関する覚書を締結

1月6日、本市と大阪広域水道企業団との間で、「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結しました。水道事業が直面する、人口減少等による給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などの課題解決に向けて、広域化のメリットを享受して安全安心な水を安定的に給水できる体制づくりをめざし、企業団との統合に関し、具体的な検討、協議を進めてまいります。

問合せ先 上下水道課

☎ (275) 6419

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉 〈都市計画税〉 第4期分

2月28日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストア等で納めてください。

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

インターネットによる人権侵害

【インターネットの普及とその弊害】

総務省の令和2年版「情報通信白書」によると、令和元年の国内のインターネット利用率は、89.8%です。インターネットは、手軽に情報を入力できるだけでなく、だれでも容易に情報を発信できるメディアとして、また、インターネットショッピングやインターネットバンキングなど生活の利便性を高めるものとして普及してきました。

一方で、匿名性を悪用した特定の個人・団体や不特定多数の人への誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為や個人情報暴露などのプライバシーを侵害する行為など、人権に関わる問題が多数発生し、深刻な社会問題となつています。

また、小学生・中学生等の青少年のインターネット利用が年々増加している一方で、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、平成21年から施行されて

いる「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、平成30年から18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。

さらに、いわゆるリベンジボルト等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年に施行されました。

【インターネットを利用する前に】

○インターネットの世界は多くの人が集まる場です。常に、画面の向こう側には人がいることを意識して使いましょう。
○本当ではない、うその書き込みは当然許されません。また、不確かな情報やうわさも、インターネット上に書き込んだ場合、その情報が独り歩きをして、正しいものとして広まってしま

おそれがあります。

○インターネット利用状況はすべて記録されています。匿名で投稿しても、他人の権利を侵害する情報発信に当たるとみとめられる場合には、発信者の情報が被害者に開示されることがあります。また、情報の開示後、高額な慰謝料を請求される可能性があります。

○特定の個人の氏名や住所、電話番号などの書き込み、文章や写真などの著作物を無断で掲載することは、プライバシーや著作権の侵害となります。

○掲示板等での書き込みやメールのやりとり、ネットゲーム（オンラインゲーム）では、お互いを尊重する気持ちを忘れずに、ルールを守ってインターネットを使いましょう。

法務局の人権相談では人権侵害情報の削除依頼の方法についての助言を行うなど、被害者の被害回復の手助けも行っています。

人権推進課

☎ (275) 6279